

令和4年第3回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和4年4月 28日 午前9時00分～午前11時15分

2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール

3. 出席委員 (13名)

1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・4 宮元務・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎
7 西村園・8 和田勇・9 西村尚・10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江・
14 川村耕貴

4. 欠席委員 13 澤田順一(1名)

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂

農地利用最適化推進委員 和田真司・澤田清敏・和田廣信・高石裟治夫

その他の出席者 エフビットコミュニケーションズ(株) 松井良太・早野智博

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 土佐町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

第3号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

その他

報 告 農地法第3の3第1項の届出について

7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は澤田順一委員の1名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後マイクを使って発言をお願いします。マイクを使わないと議事録が作成できません。ご協力をお願いします。それでは会長お願ひします。

会長:おはようございます。令和4年第3回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。4番宮元務委員、5番窪内一雄委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長:続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。農地法第3条の許可については町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回の資料に農地法の3条、4条、5条と基盤強化法の利用権に関する第18条、土佐町農業委員会会議規則をつけています。農地法第3条許可できない条件は農地法第3条の2、配布資料3ページの一番下の段、最後にかかれています。簡単にいうと、①申請により権利取得する農地、すでに権利取得している農地をすべて効率的に活用していないと認められるとき、④必要な農作業に常時従事すると認められないとき、これは年間150日以上の農業従事であれば一般的に足りていると判断します。⑤取得後の農地の合計面積が下限面積に満たないとき、土佐町の下限面積は30aです。事務局が総会までに審査し、総会にかけ、委員のみなさんにお諮りします。参加委員の過半数の賛成がないと許可ができません。不許可の場合は、理由を申請者に説明する必要があります。今回は2件の申請がありました。1件目について説明します。

(事務局より内容説明)

会長:窪内委員から補足説明はありませんか。

窪内委員:ありません。

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について事務局の説明を求めます。

事務局：（事務局より内容説明）

会長：窪内委員から補足説明はありませんか。

窪内委員：現地を確認し、果樹等の栽培を行っており、適切に管理されている農地であることを確認しました。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、土佐町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」について、および、第3号議案、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局：第2号議案、土佐町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」について説明します。農業委員会等に関する法律が改正され、現在、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須事務となっています。内容は①遊休農地の発生防止・解消②担い手への農地利用の集積・集約化・③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進の3つを農業委員会として進めなければなりません。農業委員会の目指すものと農地利用最適化推進委員の活動内容に整合性を確保するため、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが法で定められました。策定には推進委員の意見を聞かなければならず、また推進委員は指針に従って活動することとなります。内容について説明します。

（事務局より指針内容説明）

会長：第2号議案、第3議案への質問、ご意見はありませんか。

藤尾委員：遊休農地の解消の目標ですが、実行可能かどうかというところです。農家減少、少子高齢化が進んでいく中でこの目標が達成できるのか、どうやって達成していくのかと一緒に検討しないと意味がないと思います。

事務局：非農地判断がメインになっていくと思っています。なぜなら条件のよい農地は農業委員や推進委員が介入することなく、次の買い手、借り手が出てきます。皆さんが地域を見たうえで、ここいい農地なのにもったいないな、と思うところは、この農家さんに借りてもらえないか、などを検討し、農地として活用することで耕作放棄地解消を目指します。ただ、現在耕作放棄地になっているところの大半は小さい、狭い、水がない、機械が入らない、林に埋もれているなど、農地として復旧しても、5年後にはやっぱり農地としての活用ができるないだらうと思われる農地に関しては、非農地判断をしていくことで耕作放棄地を減らすということで考えています。現在の農地パトロールは紙で地図を出してそれをもとに確認してもらっています。そのため、昔からあれているところ、そもそも農業委員さんが農地と思っていないところも多くあると思います。本来もう少し面積としては多いのかなと思っています。

和田廣信推進委員：農地パトロールはなかなか難しい。私の担当地域は車でいけないところが多く、バイクで行っています。ずっと同じところを報告している感じです。

事務局：そういうところを非農地判断することで農地から外していく方向です。達成できる、できないところで一定の評価はされます。達成できないペナルティはないといっています。

会長：年に何回もパトロールしてずっとしてないところを非農地判断できていますか。

事務局：現在所有者から申請があつて証明する非農地証明については対応していますが、申請がなく農業委員会で判断していく非農地判断は規定の整備などができおらず、現在は対応できません。規程の整備をする必要があります。農地を山林等の非農地判断をしたのち、登記まですることを求められており、役場内の協議も進めていく必要があります。まだそこまでいけていないのが現状です。

事務局：新規参入も経営体として増える必要があり、親元就農などの経営継承分についてはカウントできません。目標！としていますが、なかなかハードルは高いと思っています。農業人フェアなどに出て、推進委員さんと一緒に参加することとしています。

事務局：事業者さんに 5 条転用の説明をするため、来ていただいております。かなりお待たせしていますので、一時中断して先に事業説明をしていただきたいのですが。

会長：では、第2号議案、第3号議案については、決をとらず中断し、先にその他の、炭化燃料工場転用の事業説明をしていただくようにしてよろしいですか。

他委員：異議なし

会長：では事務局よりお願ひします。

事務局：では、4月 1 日の組織委員会でお話しましたが、農地を炭化燃料工場用地に転用する事業者から事業内容について説明を受けるため、今回、事業者に来ていただいております。入室していただいてよろしいでしょうか。

会長：事業者の入室を許可します。

（事業者 2 名入室）

会長：今までの流れについて事務局より説明お願ひします。

事務局：（事務局より事業内容説明）

会長：では、自己紹介をしたのち、事業についての説明をお願いします。

（自己紹介）

事業者：昨年 4 月に本山町でバイオマス発電所及び次世代園芸用ハウスの工事を始めて、約一年、今年の 4 月 18 日に竣工式を行いました。こちらのバイオマス発電所、2000 キロの発電能力と隣の園芸用施設は軒高が約 6 メートル、次世代型園芸ハウスは約 1 万 m² を建設しました。農園はパプリカを製造販売します。今作は 3 月に定植しましたので、夏に一度収穫を終りますが、現在は 4 分の 1 の面積でパプリカを栽培しています。5 月末から 6 月あたまから収穫が始まる予定です。バイオマス発電所を継続して稼働するために燃料チップが必要となります。燃料チップは一日で 80-90 トンを消費します。年間で 2 万 6 千から 2 万 7 千トンのチップが必要です。経産省の再生可能エネルギーの買取制度にのっとって、20 年間四国電力に発電した電力を買いあげてもらうこととなります。毎年この量のチップが必要となりますが、効率化をはかり発電所の収支を合わせていきたいので、3 年前から燃料の開発も弊社グループとして研究開発を進めています。その中で、単に木材を破断したチップを入れるだけではなく、炭化して使うことにより燃焼カロリーを 3 倍から 4 倍にしてやっていければ効率的に発電所を稼働させることができるのではないかと実証実験を続けてきました。今回の本山プロジェクトでも炭化した燃料を投入できる設備を導入しています。嶺北地区で炭化燃料工場を運用したいということで場所を探していました。土佐町田井で適地がありましたので、現在転用申請に向けて動いています。

嶺北地区のチップおよび県下のチップを業者から購入して現在のところ 24 時間稼働をしています。今後も嶺北地区の原木も含めた材の活用をしながら、バイオマス発電所を稼働していきたいと考えています。炭化とはどういう形かといいますと密閉式の設備を複数台並べて炭化をすることで現在実証実験をし、燃料ができています。2.5 かける 2.5、高さが 1.5m の密閉できる箱、中身はかごです。そこに材料を入れ、ふたをし、火をつけて半日。8 時間ぐらいで炭化ができるということです。炭化炉を 20 台ならべる計画です。燃焼させるときには煙が出ますが、煙を集めて 2 次燃焼機にかけ、再度燃焼し、水蒸気にして大気に放出します。煙は出ますが、これは水蒸気です。第三者機関から調査をうけて、大丈夫との調査結果をもらっています。こちらで検討した場所は、松ヶ丘コミュニティセンターの真下、伊勢川川沿いです。約 5 千 m² のところに炭化工場および投入する移動するチッパーの導入を考えています。現在転用申請に向け書類の作成を行っています。松ヶ丘 CC の手前右下に下る道がありますが、そこを下って伊勢川川の手前を工場の出入り口とし、入ったところにトラックの重量を図るトラックスケール、事務所、生産するチッパー機をおきます。奥に炭化炉を 20 台並べる予定です。できたものはそのままとパラパラになるので、圧縮しペレット化、ペレットよりは大きいブリケット、手首ぐらいの形にします。炭化する原料は上に置く

計画です。できた燃料を本山町松島のバイオマス発電所までおよそ 10 分で運搬します。先日松ヶ丘集落活動センターに説明をしました。こういう工場は音や臭いや煙、排水、気になるところですが、先ほど説明した通り、2.5m角のかごに入れるには丸太原木をそのまま入れられませんので、チッパーで粗破碎をします。こちらは移動式でキャタピラが付いたもので移動できます。ある程度荒破碎をしてかごにいれて炭化をします。やはりチッパーは進化もしていますが、音はしますので、周辺の環境を含めて音のことも考えながら建屋を作る、防音壁を作るなどして周辺の住民の皆さんと協議をしながら高知県公害防止条例を遵守する形でやっていきたいと考えています。煙は炭化するときに煙が出ますが、そのままだしてしまうと煙が出ますが、後ろで配管をつなぎ、2 次燃焼することで水蒸気にします。煙がもくもくとは出ますが、それが水蒸気です。第3者機関に調査を依頼し、調査結果の中では大気汚染防止法の特定施設には該当しないとの調査結果をいただいている。臭いなどが公害になるのではないかというところはご心配ない状況にはしています。密閉式で炭化しますので炭化中にはほとんど臭いはしません。ただ、出来上がった蓋を開けた瞬間は、バーベキューの炭を開けたときもそうだと思いますが、炭の臭いがします。ただ、炭なので臭覚を刺激するようなにおいてはありません。炭臭いとか燃えている臭いがするようなことはないような形で進めていきます。排水は炭化する作業で水は使用しません。川の方に流れるのは雨水のみです。最終的に炭化事業として、これから 20 年間、バイオマス発電とパプリカ栽培をしていきますが、継続して稼働するために燃料が必要であり、より効率的なカロリーの高い燃料を導入して事業を継続していくことを考えています。炭化燃料は丸太のみでなく、竹であったり、水稻のもみ殻、その他産業廃棄物になるような衣類なども炭化することに成功しています。今後周辺住民や町と協議をしながら地域に貢献できればと考えています。継続して炭化燃料を製造するためには従業員が必要となってきます。本山町でも発電所の操業員 12 名、パプリカで社員 4 名、パート7名の雇用があります。嶺北地区の皆さんから応募していただいて、土佐町から2名、大豊町から 1 名、それ以外は本山町から雇用させていただきました。なかなかバイオマス発電所にかかる経験のある方というのはいらっしゃらなかつたので、やる気のある方を採用しました。昨年の 12 月から入社していただいて、経験者の所長を含めて約 3 か月間教育およびメーカーの講習、一部ホイールローダーやフォークリフトの経験者はおりましたが、ほとんどが重機の未経験者でしたが、それらの研修を経て、現在は重機の運転もしていただいている。未経験の方も入って来ていただいて働いています。炭化燃料工場で約 10 名の雇用を予定しています。本山プロジェクトは農業クラスターということで、大きな農園を作つて本山町の企業や各事業者と連携をとつて本山町を盛り上げていきたい。苗は本山町農業公社から購入しています。発電所としても土佐町と発電クラスターとして連携しながらやっていきたい。もちろん、炭化するためには原料が必要になりますので、土佐町から切り出す、そういうところも経験のある皆さんや新たな担い手の育成など、一緒に勉強させていただきたい。燃料も県外からというと運搬費の問題もありますので、できるだけ近隣で集めていきたいところです。夜中は密閉炉の中は稼働していますが、基本的に音が出るような作業は平日の朝から夕方の間にし、夜は炭化をするという形で進めるように考えています。以上で事業の説明とさせていただきます。

会長:説明を受けましたが、この件について質問はありますか。

川村委員:今現在は普通のチップで発電していますよね。この工場ができるとすべてが炭化燃料にかわるということですか。

事業者:すべてではありません。半分はそのままで残りの半分を炭化燃料にすると考えています。

川村委員:今、27000トンが必要とのことでしたが、半分の炭化燃料分はどうやって運搬する計画ですか。

事業者:半分にすれば、13,000ぐらいですがカロリーで考えると3倍から4倍になりますので、6,000から7,000トンを本山町に運ぶことになります。

川村委員:下りていく道路は広いのですが、下り始めの道路が狭いのでどのぐらいの運搬車両かわかりませんが、地元の通行に邪魔になるようなことにならないのでしょうか。

事業者:そのようなことにならないように調整していきたいと考えています。今現在、本山は 40 フィートのコンテナで搬入していますが、今回の場所には入りませんので、8トンか 10 トン車で運搬しようと考えています。量があるので、周辺の皆さんのが邪魔にならないような形で調整をしていきたいと考えています。

川村委員：パプリカのハウスで、発電所の CO₂ を送ると聞きましたが、我々が若いころは CO₂ は世界的に 270ppm って習ってきたのですが、今は 400ppm ぐらいになってきていると思います。炭酸ガスをハウスに送るとどのぐらいの濃度になるのでしょうか。

事業者：大気中にある CO₂ は 400ppm ぐらいです。今回もう少し本山プロジェクトの PR をさせていただくと、発電所でできた排熱も農園に入れて暖房費を軽減するよう連携しています。それプラス、発電所から出る排ガス、二重構造で浄化した排ガスを農園に、炭酸ガスおよび CO₂ のみを送ります。栽培に必要なところでは 800~1000ppm をハウスに投入し連携します。ハウスはオランダ製で農業先進国オランダの農業のやりかたを導入しています。温度、湿度、灌水、天窓、カーテン、天窓開閉もすべて自動制御です。カーテンは2重で、下は保温用、上は日射用です。お答えとしては 800~1000ppm です。

藤尾委員：この工場ですが、工期はどのようになりますか。

事業者：許可されるとすぐに着工、2~3か月ぐらいの工期です。そのあとすぐ操業する予定です。

藤尾委員：伊勢川の川沿いにできるということですが、伊勢川の水は下では農業用水として使われています。工場の運営について水がでないので、水質汚染については心配ないとのことです、工事の時に、川の水が濁ることが発生するのではないかと心配しています。

事業者：時期的にも工期は冬になる予定です。極力雨水排水および工事中の排水に関しても気を付けながらやっていきたいと思っていますが、正直なところ本山バイオマスのときも下は土の状態でした。今はすべて舗装をし、雨がふっても濁るようなことはなくなりましたが、現状からの工事ですので、少々は出てしまうと思います。配慮をしながら工事を進めたいと考えています。

藤尾委員：川の護岸にはかかるですか。

事業者：かかりません。護岸をさわることは考えていません。

藤尾委員：第3者の調査機関の調査をもって大気汚染法の特定施設には該当しないということでしたが、木材だけでなく、残渣や衣料などいろんなものを炭化できるということでおっしゃっていましたが、この報告書は何を燃やした時の結果なのでしょうか。単なるチップなのか、いろんなものを燃やすと他の成分が出るのでないかと心配しますが、いかがでしょうか。

事業者：この時の燃やしたものは木材、杉、ヒノキ、一般材の結果です。私たちも基本的に本山バイオマスに入れたいのは、間伐未利用材および一般材、杉、ヒノキなどの間伐されない木および、建材廃材などの燃料の導入を考えています。それ以外の燃料を入れて発電したものについての買取価格は0円になってしまいます。今のところ間伐材を炭化することで考えています。ただこの炭化炉はいろんなものを炭化することができますというところは土佐町や周辺住民との協議の中で、竹や芝刈りした草を燃やしたいという要望が出ています。畳などもできます。その辺は周辺の住民の方と連携してやっていきたいと考えています。発電所にもっていく燃料は原木を考えています。技師にも再度相談してみますが、700 度から 800 度で 2 次燃焼することで水蒸気になるということですので、どういったものをいれても大気汚染にならないかというところについては今後も慎重に考えていきます。

和田委員：委員会として直接の関係はありませんが、従業員を 50 名程度雇用するということで報告もありました。できるだけ地元の方を採用してもらいたい。大量の木材の伐採後の山林の後の整理、土砂崩れなどの災害を受ける心配があります。御社としてどう考えているか、できる範囲で教えてください。

事業者：嶺北地区の材を使わせていただいて切りっぱなしではいけないと考えています。そのあとも植林も必須だと考えています。伐採後も弊社および切り出しする方で切った後は植林をするという考えです。トータル 50 名ということで、今回の炭化工場では 10 名の雇用を考えています。発電所では 12 名雇用しています。農園は社員で 4 名、プラス現在パート職員が 7 名ですが、現在先ほど、申し上げたとおり 4 分の 1 の面積でしか栽培しておりません。9 月 6 日から 4 日間で全面の植え付けをしますので、4 倍ではないですが、25 名から 30 名のパート、アルバイトさんの雇用をしたいと考えています。まだ集まっていないところもありますので、農業委員の皆さんもご紹介ください。

川村委員：もみ殻、産業廃棄物も炭化できるとのことでしたが、現実的にもみ殻を引き取ってもらいたいというときに、窓口がないということになるんじやないかと思っていますが、どうでしょうか。

事業者：なんでもできるといってなんでも受け取りたいのですが、産業廃棄物となると許認可の問題もあります。産業廃棄物処理事業所としての認定を近々にとる予定はしていません。一定量を超えると産業廃棄物認定事業者をとらないといけないと思いますので、周辺の皆さんと協議しながら量が多いのであれば、認定を受けるということになります。私どもだけではなく土佐町さんもご協力いただきながらになると思いますが、その辺は今後協議をしながら考えていきたいと思います。

川村委員：個人的なことでもこれができるような体制をとってもらえばと思います。

和田廣信推進委員：導入する道路、地山をくずして道をつけるのですか。

事業者：この辺を歩くと岩が多いなという印象があります。CC 側の近くから田んぼにも入っていけますが、管理道路と考えています。

和田廣信推進委員：このへんは地すべり地帯です。松ヶ丘 CC の真下ですので、コースを変えてもらっただと思います。

事業者：高知県の中央東土木とも2,3度打ち合わせしており、地すべり地帯というのは聞いております。対応できる資料を作成中です。現地を建設業者含めて協議をして、場合によっては、事業用地は狭くなりますか、地山を削ることなく田を管理道にしながら、なるべき地山を削らないように考えていくべきだと思います。

仁井田委員：炭化燃料を年6千から7千トン作る、ということですが、原木の量としてはどれくらいになりますか。

事業者：想定は15000～18000トンです。原木の水分量にもよりますが、炭化する時には水分を全部抜くので、半分ぐらいになる予定ですが、水分率が高いとその分増えると考えています。

仁井田委員：炭化燃料は15000トンぐらいですが、チップの原木は26000トンですかね。炭化の方が50%の燃料になったときには、チップ燃料も半分になるということですか。

事業者：バイオマスで使っているのが、1日80～90トン。365日ではなく、定期点検等を省くと約11か月の330日稼働で考えています。330日分として27000～28000トンと考えています。その約半分を現状どおり木質チップ。現状の水分率およびカロリーを第三者機関でだとカロリーは、2100～2200カロリーになります。今回実証実験では炭化燃料は7000～8000キロカロリー、3倍から4倍になります。あの半分を賄おうとするとそのまま13000から14000トンが必要になるわけではなく、その半分から3分の1が発電所に入れば発電所は稼働すると考えています。実証実験をしながらやっていきます。

仁井田委員：伊勢川地区で炭化燃料の事業をやろうというのはもともとの本山プロジェクトの当初計画にあったことなのか、稼働してから浮上した計画なのか、どちらですか。この事業を国内でしているところがあれば教えてください。

事業者：このプロジェクトの計画の段階では炭化燃料も研究開発の途中でした。会社の考えとしては成功したら本山発電所にいれたい。入れられるボイラーなのかどうかも含めて導入時の検討をしていました。炭化工場もセットにしてというところまではなかったが、発電所ができた後、加速的に今、化石燃料がダメ、大気中に出すCO₂がダメ、2030年の化石燃料を使った火力発電所はダメというところに向けて、ちょうど追い風になっているところはあるのではないかと考えていました。計画には入っていないが、構想にはずっともっておりました。実証実験も成功しましたので、嶺北で炭化燃料工場を作りたいという思いで用地を探しました。というところです。これをやっているところは私が知っている限りありません。炭化のみはありますが、それを発電や農園に循環させるセットになって取り組んでいるところはありません。

仁井田委員：では日本で初めての取り組みということだと思いますが先ほど工場が稼働することによって、音、煙、排水ということでは問題がないということを説明いただきましたが、先進地でその結果問題がなかつたかどうかがわかると思ったのですけれども、本当に稼働することによって住民の方や河川、農地に何等かの被害や影響がないということでよろしいでしょうか。

事業者：まったく音がないかというと音は出ます。そのあたりはご迷惑をおかけしないよう、高知県公害防止条例にマッチする形プラスアルファ皆さんにご迷惑をおかけしない形で、音もどちらに間口を開けるかなど、今後調査しながら周辺住民との協議を進めます。現在提出した土地利用計画図は現状の計画です

ので、変更になる可能性はあります。配置も含め、河川も汚さないように考えていきます。

細川委員：先ほど和田推進委員よりもありました、一番上の橋の田から2段目の田に下りるところの段差が一番大きいです。一番下と2段目はそれほどありません。切土で盛っていくと思うが一番上だけでも、上の道からおりて活用ができるだけ切土しないような、碎石を敷く計画ではないですかね。

事業者：2段目と1番上はかなりの段差があります。場合によっては道ができるかどうか、建築業者と協議しながら、理想は現状の利用計画図とおりスロープでつなぎたいです。現状で2段目と3段目には作業道でつながっていますが、そこはトラックでは走らず、1段目と2段目の間はトラックで行くが、そこより上はフォークリフトで運ぶことも考えないといけないかなと現地を見て考えています。先日も集落活動センターでもご指摘いただきましたが、CCから一番上の段に下りる作業道がありますが、結構急です。造成碎石などで道を作つなければと思っています。道を作るとフェンスで囲まないと誰でも入ってこられると事故にもつながりますので、そのへんも考えながら、集落活動センターでは1番上と2番目は道路だけでなく人も通れる道をつけてほしいとの意見もありました。日中はトラックが行き来することになり、工場内にはいることは危ないところはありますが、歩道の件は設計の上で考えていくべきと考えています。

会長：他に質問はありませんか。ないようですので、事業者さんありがとうございました。

事業者：先ほども集落活動センターで説明させていただきました。7月20日および25日に周辺の溜井および伊勢川、上野上の各地区の地区会があるそうですので、そちらで説明をしようと思っています。本日はありがとうございました。

会長：事業所の退室を許可します。

会長：いつもより会が長引いております。10時55分まで休憩します。(10:50)

会長：では再開します。(10:55)

会長：第2号議案、第3号議案の審議に戻ります。

事務局：活動強化月間は皆さんのが動きやすい月に設定する必要があります。事務局案の通りで大丈夫でしょうか。

会長：その他質問はありませんか。

和田廣信推進委員：農業委員や推進員の報酬が低いのでなり手がなく、魅力がないのではないか。報酬も周辺委員会の様子を見て、変更していくように検討してはいいのではないか。

宮元委員：もうちょっとわかりやすい総会にしてもらつたらいいと思います。

藤尾委員：私は周りの農家さんのことをあまり知りませんので、一軒一軒挨拶して回ってみようかと思います。その中で今年は作りますか、作りませんかと聞きながら回ろうかと。地区を把握する目的で回ってみようかと思っています。

会長：その他なにかありませんか。

会長：ないようですので、質疑を終わります。まず第2号議案、土佐町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」について、原案のとおり指針を策定することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により原案のとおり指針を策定いたします。なお、細かい修正があった場合は、事務局と会長に一任していただくことでご異議ございませんか。

他委員：異議なし

会長：続いて、第3号議案、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり設定することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により原案のとおり活動目標とします。なお、この後、農業会議に提出し承認を得る必要がありますが、細かい修正があった場合は、指針、活動目標ともに修正を事務局と会長に一任していただいくよろしいでしょうか。

他委員：異議なし。

会長：ではそのようにさせていただきます。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願ひします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回1件の届出があり、本件はその報告です。

(事務局より内容説明)

農地の所有者がなくなったときは、所有権移転の許可は不要ですが、相続登記をしたうえで、農業委員会に届出が必要です。また登記において相続登記や住所変更登記の申請が義務化されました。今後段階的に施行されます。委員の皆さんもご注意ください。

会長：この件について、質問はありませんか。なければ、その他について事務局よりお願ひします。

事務局：農業委員会活動記録セットについて説明します。オレンジの表紙の冊子と、ボールペンを配布しています。先ほどの第3号議案でお諮りした活動計画に沿って、月6日の活動を目標に活動の記録をお願いします。11、12ページの記載例を参考に記載してください。毎月総会で記録内容の確認の時間をとりますので、毎月の総会にもってきてください。毎月の記録をしたあと、106ページの点検・評価を各自でおこなっていただくようになりますので、月6日の活動および記載をお願いします。活動は総会出席の他、事務局と行った現地確認や、ほ場や職場への行きかえりに周辺農地の状況について確認したことも活動となります。また5分、10分でも1日と数えます。近所の方と立ち話して、息子さんが帰ってくることを聞いたこと、かえって来ないと聞いたことも重要な情報となりますので、活動として記載をお願いします。この件については以上です。

会長：活動記録セットについてご質問はありませんか。

会長：続いて事務局よりお願ひします。

事務局：全国農業新聞の購読依頼について説明します。全国農業新聞の購読のお願いです。全国農業新聞は農業委員会のサポート組織である全国農業会議所が週刊で発行している新聞です。月700円の購読料がかかりますが、農業委員さんには購読をお願いしています。申込書は配布していますので次回の農業委員会の際に申し込んでいただけたらと思います。すでに購読されている方にも配布しております。記入の際には購読料を引き落とす口座の届出印を押印をお願いします。早く購読したい方がいらっしゃいましたら事務局まで提出ください。事務局で見本を数部持っていますので希望の方は声掛けください。

農業委員の守秘義務について説明します。農業委員会等に関する法律第14条に委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。とありますので、ご留意ください。

身分証明書を配布しておりますので、先にお配りした農業委員手帳に挟んで携帯をお願いします。

組織委員会でお願いしましたが、マイナンバーの登録及び振込指定口座の登録についてお持ちいただいた方は事務局まで提出をお願いします。

次回の農業委員会についてお知らせします。次回は5月27日、金曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第3回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長 式地數一

議事録署名委員

宮元敬

議事録署名委員

窪内一雄